



PwC 中国

税務ニュース



OECDによる国際課税フレームワークの議論に関連し、昨今、デジタル経済課税に対する提言がありました。

経済の電子化に伴い、各国の課税権をどのように確保するかについて昨今議論が活発に行われているところとなります。OECDより2019年10月9日に公開協議文書が公表され、(1)新たなネクサスおよび(2)利得配分ルール、にかかる統一的アプローチが示されています。

(1)新たなネクサスは、従来の物理的な存在と紐づく恒久的施設(PE)に代わる課税主体の定義であり、(2)利得配分ルールは、従来の独立企業原則に加えて、特にグローバルでの残余利益を、事業の物理的な存在の有無に関わらず新たな定式を使用して市場所在地に配分する新たな概念となります。

なお公開草案の段階であり、今後明確化されるべきルールもありますが、高度デジタルビジネスに限らず、伝統的産業を含む多くの消費者向け大規模ビジネスに影響することが想定されますので、ご留意いただければと存じます。

詳細については下記の記事をご参照ください。

【日本企業部:中国移転価格税制への対策ナビゲーション】

- OECDデジタル経済課税についての最新の公開協議文書 Q&A

OECDは2019年10月9日に公開協議文書(Public Consultation Document)を公表し、国際社会に対してデジタル経済課税に関する提言を行いました。

以下のとおり、要点を10項目のQ&Aにまとめましたので、ご参照ください。

1. 公開協議文書中の「統一的アプローチ(unified approach)」とは何を指していますか？

OECDは2019年5月、経済の電子化に伴う課税上の課題に対するガイドラインを提示することを目的として、「二つの柱」に基づく新規則のドラフトを公表しています。第一の柱は新たなネクサス(nexus)および利得分配(profit allocation)ルールを指し、第二の柱はグローバル税源浸食ルールを指します。

国際社会は第一および第二の柱に対して広範な議論を行い、各種の案を出してきましたが、OECDがこのたび公表した公開協議文書は、第一の柱についての各方面の意見に係る主な共通点を勘案、統合した新たなネクサスおよび利得分配ルールの統一的アプローチを提言しており、参加国の最終的な意見統一を図るために参考意見もしくは提案を示しています。

2. 公開協議文書の公表主体はどこですか？関連協議は誰が主導するものですか？

当該協議文書は、公開協議や意見交換の推進を目的として、また包摂的枠組み(Inclusive Framework)のワーキンググループによる作業への参考資料提供を目的として、OECD事務局(Secretariat)が作成し、OECD名義で公表されたものです。

実際の協議者は包摂的枠組みの参加国であり、参加国は引き続き最終案を検討しています。包摂的枠組みは130超の国および地域により構成され、BEPS問題に対する包括的ソリューションの提供を目指しています。中国は包摂的枠組みの参加国です。

3. どのような企業が影響を受けますか？

新たに提言された統一的アプローチは消費者向け大規模ビジネス(large consumer-facing businesses)に焦点を合わせていますが、当該概念の具体的な定義にはさらなる明確化が必要です。そして、高度デジタルビジネスや伝統的産業なども影響を受ける可能性があります。なお、金融サービスや一部のB2B業務などは適用除外の検討対象となっていますが、具体的な範囲は依然として協議中です。

この他、公開協議文書ではグローバル収益7億5000万ユーロという閾値も提言されていますが、最終的な数値はまだ決定していません。

4. 最終的合意がなされた場合、国際課税制度にはどのような影響がありますか？当該提案に法的実効力はありますか？

今回の公開協議文書および間もなく開始される予定の第二の柱に関する協議が包摂的枠組み参加国の合意を得て最終可決に至った場合、現行のPE判定基準を覆し、移転価格理論およびその適用に重大な影響をもたらします。これは1920年代以来最大の国際課税制度改革となり、国際課税制度の根本的な変更をもたらすものとなります。

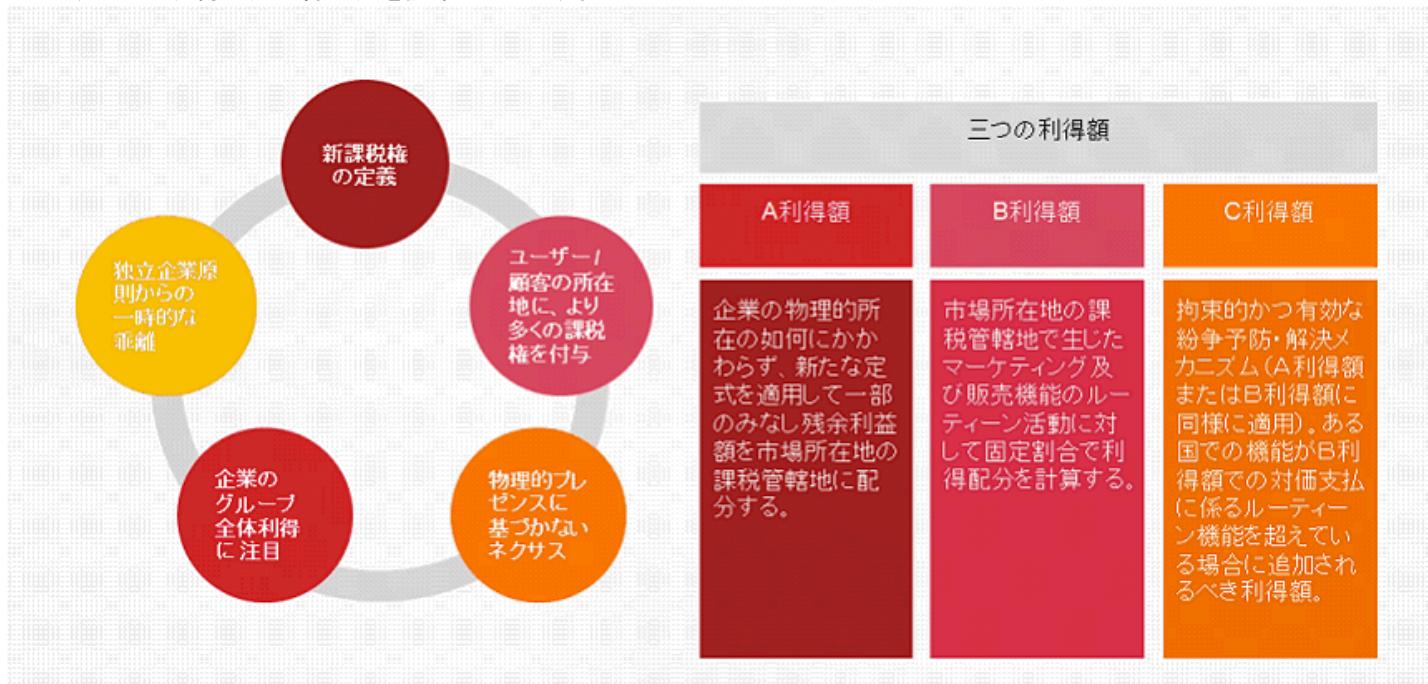
とはいっても包摂的枠組みの参加国の一一致した合意を得られたとしても提案自体は法的拘束力を有していないため、合意の実現には各参加国における国内立法などを経る必要があります。立法過程においては、各国で適用される閾値や紛争解決メカニズムに係るルールなどの規定も必要になると思われます。

5. ネクサスルール (nexus rules) とは何ですか？

デジタル経済に代表される新たな経済モデルにおいては、製品やサービスがオンラインで提供され、市場が物理的な所在地を有さないため、恒久的施設(PE)の構成が回避されることが多くなっています。包摂的枠組みではこの問題に対し、恒久的施設という概念に代わる新たなネクサスルールを検討しており、市場国において物理的プレゼンスを有さない非居住企業にも納税実体(taxable presence)として納税義務を負わせることができるよう、一連の統一基準の制定を目指しています。

6. 利得配分ルール (profit allocation rules) とは何ですか？

現在、各国において検討されている複数の案には共通点も存在します。今回の公開協議文書はこれらの共通点を勘案し、下図のとおり、三つの利得配分計算方法を提案しています。



7. 現行の公開協議文書は移転価格理論およびプラクティスにどう影響しますか？

利得配分の統一的アプローチにおいては現行の独立企業原則がおおむね維持されていますが、独立企業原則という基盤の上に、さらに定式配分を取り入れたアプローチが提言されています。つまり多国籍企業がグループ内でルーティーン利得およびその他要素(例えば技術型無形資産)に帰属するノンルーティーン利得を配分した後のグローバル残余利益を、消費者所在国にて一定比率(例えば売上)に基づき再分配する、というアプローチです。公開協議文書ではさらに、APAやICAP(International Compliance Assurance Program)、義務的拘束的MAP仲裁などの有効な紛争解決メカニズムにより、潜在的な二重課税リスクの回避を図ることを呼び掛けています。

8. 当該公開協議文書の実施スケジュールはどのようなものですか？

公開協議文書の意見募集が2019年11月12日に締め切られた後、OECDは2019年11月21～22日にパリでパブリックコンサルテーションを実施する予定です。OECDは包摂的枠組みの参加各国が当該提案の基本枠組みという共通の土台をもとに2020年デジタル経済課税制度に対するさらなる技術的研究を展開し、最終案の合意に至ることを求めています。

さらには、OECDは2019年11月に第二の柱についても公開協議文書を公表し、2019年12月に第二の柱に関するパブリックコンサルテーションを実施する予定です。

9. 各国が最終的合意に至らなかった場合、どのような結果になりますか？

最終的合意に至らない場合、各国は今後それぞれ独自に行動することとなり、多国籍企業の二重課税ひいては多重課税リスクは著しく上昇します。実際、現時点で一部の国(例えばフランス)はデジタル経済課税の問題に対応すべく、独自の立法に着手しています。

10. 企業が当該問題に関心を持つべきなのはなぜですか？

各国が統一的アプローチについて合意に達した場合、これは1920年代以来最大の国際課税制度改革となり、各国の課税メカニズムも新たなネクサスルールに則って変更されることになります。公開協議文書が現時点で対象とする企業範囲は「デジタル経済」の範疇にとどまらず、消費者と対峙する企業の多くが影響を受ける可能性があります。関連する企業の皆様におかれましては、本件に積極的に関与し、参加国による堅実な意見の一一致を注視されるようご提案いたします。

連絡先：

Jeff Yuan (原遵華)
PwCアジア太平洋地区移転価格リードパートナー
電話:+86 (21) 2323 3495
e-mail:jeff.yuan@cn.pwc.com

John Bian (辺彊)
PwC中国移転価格サービスパートナー
電話:+86 (21) 2323 3149
e-mail:john.bian@cn.pwc.com

Feng Yang (楊鋒)
PwC中国移転価格サービスパートナー
電話:+86 (10) 6533 3231
e-mail:f.yang@cn.pwc.com

Helen Ye (叶炜)
PwC中国移転価格サービスディレクター¹
電話:+86 (21) 2323 3637
e-mail:helen.ye@cn.pwc.com

渕澤 高明
PwC中国日本企業部アソシエートディレクター¹
電話:+86 (21) 2323 1098
e-mail:takaaki.ta.fuchizawa@cn.pwc.com

当刊行物のトピックが貴社に及ぼす影響についてさらに詳しくご検討されたい場合は、下記のQRコードをスキャンしてPwC中国移転価格サービスチームまでご連絡ください。



PwC Mainland China and Hong Kong 日本企業部統括代表パートナー
高橋 忠利

PwC 華中/華北エリア統括代表パートナー
吉田 将文

プライスウォーター・ハウス・コンサルティングについての詳しい情報は以下のウェブサイトをご覧ください。

ホームページ: <http://www.pwccn.com/home/eng/libraryindex.html>

当該メールおよびウェブサイトに含まれる内容は一般事項を想定したものであり、個別案件に関する具体的助言を提供するものではありません。

個別案件については、プライスウォーター・ハウス・コンサルティングの専門家とご相談の上、今後の対応をご検討されるようお願い申し上げます。

筆者およびプライスウォーター・ハウス・コンサルティングは、上記記事に関して、いかなる法人または個人による独自の判断の結果もたらされる一切の事象につきその責任を負いません。

また日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠するものとします。

なお、次回以降のニュースレターが不要な場合、または連絡先を変更する場合は、asako.a.kajikawa@cn.pwc.com までご連絡ください。